

第213回埼玉県都市計画審議会

平成22年6月15日午後1時30分開会

場所 埼玉県知事公館 1階大会議室

○事務局 それでは、定刻前でございますけれども、委員の皆さん、お集まりでございますので、ただいまより第213回埼玉県都市計画審議会を開会いたします。

本日は、お忙しい中、御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

議事に先立ちまして、新たに御就任いただきます委員の皆様へ、埼玉県知事からの委嘱状をお渡しさせていただきたいと存じます。

知事所用のため、吉村都市整備部長からお渡しをいたしますので、よろしく願いいたします。

それでは、吉村部長、お願いいたします。

埼玉県都市計画審議会条例第2条第1項第4号に規定しております埼玉県議会議員の委員といたしまして御就任をいただきます、吉田弘様でございます。

○幹事（都市整備部長） 吉田弘様。埼玉県都市計画審議会委員を委嘱します。平成22年4月21日。埼玉県知事、上田清司。よろしく願いいたします。

○事務局 続きまして、田中千裕様。

○幹事（都市整備部長） 田中千裕様。埼玉県都市計画審議会委員を委嘱します。平成22年4月21日。埼玉県知事、上田清司。よろしく願いいたします。

○事務局 続きまして、大山忍様。

○幹事（都市整備部長） 大山忍様。埼玉県都市計画審議会委員を委嘱します。平成22年4月21日。埼玉県知事、上田清司。よろしく願いいたします。

○事務局 続きまして、本木茂様。

○幹事（都市整備部長） 本木茂様。埼玉県都市計画審議会委員を委嘱します。平成22年4月21日。埼玉県知事、上田清司。よろしく願いいたします。

○事務局 続きまして、醍醐清様。

○幹事（都市整備部長） 醍醐清様。埼玉県都市計画審議会委員を委嘱します。平成22年4月21日。埼玉県知事、上田清司。よろしく願いいたします。

○事務局 続きまして、山本晴造様。

○幹事（都市整備部長） 山本晴造様。埼玉県都市計画審議会委員を委嘱します。平成22年4月21日。埼玉県知事、上田清司。よろしく願いいたします。

○事務局 続きまして、鈴木正人様。

○幹事（都市整備部長） 鈴木正人様。埼玉県都市計画審議会委員を委嘱します。平成22年4月21日。埼玉県知事、上田清司。よろしく願いいたします。

○事務局 以上をもちまして、委嘱状の授与を終了させていただきます。

ここで改めまして、新任の委員の皆様を御紹介させていただきます。埼玉県議会議員の委員として御就任いただきます吉田弘様でございます。

- 吉田委員 どうぞよろしくお願い申し上げます。
- 事務局 田中千裕様でございます。
- 田中委員 よろしくお願ひします。
- 事務局 大山忍様でございます。
- 大山委員 大山です。よろしくどうぞお願ひします。
- 事務局 本木茂様でございます。
- 本木委員 本木でございます。よろしくお願ひします。
- 事務局 醍醐清様でございます。
- 醍醐委員 醍醐でございます。よろしくお願ひ申し上げます。
- 事務局 山本晴造様でございます。
- 山本委員 よろしくお願ひ申し上げます。
- 事務局 鈴木正人様でございます。
- 鈴木委員 よろしくお願ひします。
- 事務局 昨年度から継続して御就任いただいております委員の皆様には、引き続きよろしくお願い申し上げます。

それでは、ここで大村会長から、今年度最初の都市計画審議会でございますので、ごあいさつをちょうだいしたいと存じます。

大村会長、よろしくお願ひします。

- 議長（大村） この審議会の会長を務めさせていただいております大村でございます。よろしくお願いいたします。

この都市計画審議会の原形になる都市計画法ができたのは1968年ですか、もう四十数年前で、今国のほうでも都市計画法の抜本的な見直しということになっております。埼玉県が都市計画ができた当時は、非常に人口が急増していて、新しい市街地の需要が物すごい大きかった時代ですけれども、あの21世紀初頭には埼玉県も人口がピークに達し、それから世帯もピークに達するという形で、多分、今までの時代とは大分都市計画の果たす役割は変わってきていると思いますけれども、逆に持続可能で活力ある県土の整備のためには、都市計画が果たす役割は非常にますます重要になってくると思いますので、この審議会においても、そういうことを念頭に置きながら、皆様方に慎重に御審議いただいて議事を進めさせていただきたいと思ひます。どうかよろしくお願いいたします。

- 事務局 ありがとうございます。続きまして、幹事として出席しております都市整備部の幹部職員を紹介いたします。

改めまして、吉村都市整備部長でございます。

○幹事（都市整備部長） 吉村でございます。よろしくお願いいたします。

○事務局 小川都市整備部副部長でございます。

○幹事（都市整備部副部長） 小川です。よろしくお願いいたします。

○事務局 ここで県を代表いたしまして、吉村都市整備部長からごあいさつを申し上げます。

○幹事（都市整備部長） 都市整備部長の吉村でございます。本年度最初の都市計画審議会の開催に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

大村会長を初め、委員の皆様におかれましては、日ごろから埼玉県都市行政の推進に多大なる御支援、御協力を賜りまして、感謝を申し上げます。また、本年度から、新たに委員となられました吉田弘埼玉県議会議員を初めとする新任委員の皆様方におかれましては、都市行政への御支援をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

さて、本県の本都市計画審議会では、昨年度までに合計4,921件の議案について御審議をいただいております。おかげさまで、望ましい土地利用の実現、まちづくりの事業化など県内各地域の都市計画が順調に進められておりますこと、まずは御礼を申し上げます。先ほど大村会長からお話もありましたけれども、埼玉県もいよいよ少子高齢化社会に突入する時代でございます。こうした社会情勢を反映いたしまして、どのようにまちづくりを進めていくのかということが大きな課題となっているところでございます。これまでいわゆるコンパクトシティだとか、ダウンゾーニングだとか、都市が小さくなっていくような話ですとか、あるいは都市内交通の車から公共交通への転換とか、そういった課題に取り組んでまいりました。

しかしながら、今後の社会を考えますと、この社会が疲弊をしないようにしていくのが大きな課題であると考えておりまして、まちづくりの面におきましては、人口、特に若年層を何とか県内に誘導していく、あるいは県から逃げていくといえますか、東京に向かって出ていられないようにしていく、埼玉らしいまちづくりが必要ではないかというふうに考えております。幸い本県は、東京を中心としたしまして、首都圏の一部を構成いたしております。首都圏全体を見ますと、まだまだ人口は増加しております。また、世界的に見ましても、首都圏、3,000万人というふうな規模でございます。この大都市が他国の大都市に負けないようにしていくということが、また大事でございます。そういった成長戦略としてのまちづくりも、今後の大きな課題というふうに考えている次第でございます。

一方、先ほども会長さんが触れられましたけれども、地域主権という言葉が出てまいりまして、さまざまな取り組みが政府において始まっております。都市計画法の見直しも進められているところでございます。いずれにしても、まちづくりは、やはりその地域がみずからの意思と責任を持って決め、町をつくっていくという時代に入っているところでございます。こうした点につきまして、御意見なども賜りながら、引き続き御指導、御支援をいただきますようお願い申し上げます、ごあいさつとさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

○事務局 それでは、次に本日の資料を確認させていただきたいと存じます。事前にお配りしております資料でございますが、配布資料の一覧表、委員名簿、それから議案概要一覧表、議案書でございます。あわせまして、本日、机の上にお配りをさせていただきました資料として、次第、座席表、最後に本日現在の委員名簿でございます。ございますでしょうか。大丈夫でしょうか。

また、本会議は原則公開とさせていただいているところでございます。

ここで委員の皆様のお出席状況について御報告を申し上げます。ただいま14名の委員の方に御出席を賜りました。したがって、全22名のうちの14名ということで、定足数に達しておりますので、本日の審議会は成立いたしましたことを御報告申し上げます。

それでは、これより大村会長に議長をお願いいたしまして、議事の進行をお願いしたいと存じます。大村会長、よろしくお願いいたします。

○議長（大村） 本日は委員の皆様方、御多忙のところ、御出席いただきまして、ありがとうございます。皆様の御協力をいただきまして、審議は慎重かつ効率的に進めさせていただきたいと思っておりますので、よろしく御協力のほどお願いいたします。

それでは、まず会議録の署名委員でございますが、本審議会運営規則第5条第2項の規定により、私から指名させていただきたいと存じます。泉名委員さん、吉田委員さん、よろしくお願いいたします。

次に、本審議会は埼玉県都市計画審議会の会議の公開に関する取扱要綱に基づき、原則公開となっております。私といたしまして、本日の案件は非公開にすべき案件というものはないように思いますが、委員の皆様、いかがでございますでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（大村） それでは、御意見ございませんので、本日の審議会はすべて公開で進めさせていただきますと存じます。

傍聴者、おいでになりますか。じゃ、入場していただきたいと存じます。

〔傍聴者入場〕

○議長（大村） 議事に入ります前に、傍聴の方に傍聴上の注意を申し上げます。

先ほど事務局のほうからお配りいたしました傍聴要領をよくお読みいただき、遵守していただきたいと思っております。また、傍聴要領に反する行為をした場合には退場していただきますので、御注意いただきたいと思っております。

それでは、ただいまより第213回埼玉県都市計画審議会の議事に入らせていただきます。

本日は、お手元の次第にありますとおり、議第4922号「幸手都市計画野中土地地区画整理事業の変更について」など都市計画法、建築基準法にかかわる4議案について御審議をお願いするものでございます。

それでは、議第4922号「幸手都市計画野中土地地区画整理事業の変更について」を議題に供します。

幹事は議案の説明をよろしくお願いたします。

○幹事（市街地整備課長） 市街地整備課長の篠でございます。

それでは、議第4922号「幸手都市計画野中土地区画整理事業の変更について」を説明させていただきます。着席して説明させていただきます。

議案書は6ページ、図面は7ページから9ページでございます。初めに、議案書の6ページをお開きください。本議案につきましては、土地区画整理事業の都市計画決定区域を縮小変更するものでございます。前方のスクリーンを御覧ください。都市計画決定されている野中土地区画整理事業の施行区域は加須市にあります。加須市は、御案内のとおり、旧加須市、旧騎西町、旧大利根町、旧北川辺町の1市3町が合併し、今年の3月23日に現在の加須市となりました。野中地区は、旧大利根町であった加須市の東部に位置しており、J R宇都宮線及び東武日光線の栗橋駅から南西に約1.5kmにあり、施行面積は約86.3haでございます。平成11年1月に土地区画整理事業の施行区域を都市計画決定し、大利根町では平成13年8月から野中土地区画整理事業に着手いたしました。

事業計画では、平成27年に事業を完了させる予定でしたが、社会経済情勢の変化などにより、事業開始から7年経過した平成20年度末の進捗率は、事業費ベースで約26%となっております。また、近年の町の厳しい財政状況等により、事業完成までに30年以上かかると想定されております。このため、町では事業自体を見直すこととし、平成20年度に有識者や地域の方々を委員とする検討委員会を設置し、事業の検証を行ったところでございます。

この結果、事業区域を縮小して、「事業計画を抜本的に見直すべき」とし、「土地区画整理事業を継続する区域は、早期の効果発現を図るべき」、「土地区画整理事業から除外される区域は、地区計画の活用等によって、財政状況に応じた緩やかな整備を進めるべき」などの提言を受けたところでございます。この検討委員会の提言を踏まえ、町では事業区域を縮小するなどの事業見直し方針を平成20年12月に決定し、地元権利者との話し合いを進めてきたところでございます。本議案は、野中土地区画整理事業の見直しによりまして、土地区画整理事業以外の手法で整備する区域を都市計画決定された区域から除外するため、縮小変更するものでございます。

それでは、野中土地区画整理事業の見直しの概要につきまして説明させていただきます。前方のスクリーンを御覧ください。前方のスクリーンは、施行面積が約86.3haの当初の計画図でございます。まず、黄色で示している箇所が道路整備が完了したエリア、建物が移転するなど使用収益を開始しているエリア及び土地区画整理事業で一体的に整備することが望ましいエリアでございます。次に、緑色で示している箇所が、地区の骨格となる都市計画道路の整備に必要なエリアでございます。この結果、赤線で囲われております約63.5haの区域を土地区画整理事業の継続エリアといたしました。灰色で示している箇所は、土地区画整理事業以外の手法により整備するエリアで、約22.8haでございます。町は、このエリアについても着実に整備を進めていくため、「まちづくりプラン」を作成し、住民に公表しております。まちづくりプランに位置づけている道路等は、地区計画に位置づけ、セットバック

クや用地買収により土地区画整理事業の進捗に合わせて整備を進めていく予定でございます。

このように、土地区画整理事業を縮小し、あわせて縮小した区域は、別途事業により整備するという見直しによりまして、当該地区の整備の完成までに要する期間が、約19年間短縮できるだけでなく、建物移転戸数を118戸から42戸と大幅に減らすことができ、事業費も約100億円から約60億円と約40億円縮減することができる予定となっております。

以上、説明させていただきました野中土地区画整理事業の見直しにつきましては、平成21年から、町では地元説明会の開催、個別相談窓口の設置、説明会や個別相談窓口に来られない関係権利者への戸別訪問を行うなど、住民との話し合いを進めてまいりました。権利者約500名のうち、約8割の権利者の意向が確認でき、意向が確認できた権利者の約98%の方々が、この見直し案に同意していただいております。野中土地区画整理事業の見直しに当たり、事業計画、都市計画決定区域及び地区計画の変更を行うこととなり、これら3つの手続を同時に進めてまいりました。事業計画の変更につきましては、新市への合併を控え、合併後には新たな土地区画整理事業をスタートさせる必要があったことから、町決定であります地区計画の変更とあわせて、平成22年3月12日に変更を行っております。本議案は、土地区画整理事業の都市計画決定区域を縮小変更するものでございます。平成22年1月19日から2週間、案を縦覧に供しましたところ、意見書の提出はありませんでした。また、当時の大利根町長から賛成の回答をいただいております。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（大村） ありがとうございます。ただいまの幹事の御説明に関しまして、御意見や御質問がございましたら、御発言をいただきたいと思っております。いかがでございますか。

〔発言する者なし〕

○議長（大村） ちょっと私からお伺いしたいんです。これは組合区画整理、それとも……

○幹事（市街地整備課長） 公共団体施行、町施行の土地区画整理事業です。

○議長（大村） 町施行だと。じゃ、それを新市が引き継ぐという形。

○幹事（市街地整備課長） そうです。新しい加須市が引き継いで、市施行の土地区画整理事業でございます。

○議長（大村） わかりました。よろしゅうございますか、御意見。

はい、どうぞ。

○小沢委員 これは合併が前提でこうなったんですか。それとも、以前からも単独でこれは縮小しようという計画があったものですか。合併により3町だか、1市2町の合意でこうなったんでしょうか。どういうことなんでしょうか、これはいきさつは。

○幹事（市街地整備課長） 合併を前提にということではございませんでした。ただ、契機としては、その合併も相当な影響があったものと考えております。

○議長（大村） よろしゅうございますか。

○小沢委員 いいです。

○議長（大村） ほかにいかがでございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（大村） それでは、御意見がないようですので、議第4922号の議案について採決をいたします。
原案のとおり決定することで御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（大村） 御異議ないものと認めまして、本案は原案のとおり決定させていただきます。ありがとうございました。

続きまして、議第4923号「越谷都市計画区域における産業廃棄物処理施設の敷地の位置について」を議題に供します。

幹事は議案の説明をよろしくお願ひいたします。

○幹事（建築安全課長） 建築安全課長の能見でございます。よろしくお願ひしたいと思ひます。

これから御審議いただきます議第4923号から議第4925号につきましては、建築基準法51条ただし書きの規定によりまして、産業廃棄物処理施設の許可をするに当たりまして、敷地の位置の都市計画上の支障について御審議をお願いするものでございます。各議案を説明させていただく前に、改めまして、建築基準法第51条について御説明をさせていただきたいと思ひます。

○議長（大村） どうぞお座りください。

○幹事（建築安全課長） 失礼します。産業廃棄物処理施設の新築、増築、用途変更等を行う場合におきましては、都市計画区域内において、都市計画でその敷地の位置が決定していることが基本的には必要となります。ただし、特定行政庁となる埼玉県が都市計画審議会の議を経て、その敷地の位置が都市計画上、支障ないと認めて許可した場合については、立地が可能となっております。このため敷地の位置について用途地域などを勘案し、都市計画上、支障ないかを御審議いただくものとなっております。

それでは、議案の説明に入らせていただきたいと思います。まず、議第4923号「越谷都市計画区域における産業廃棄物処理施設の敷地の位置について」、御説明させていただきます。議案書は12ページ、図面は13ページから15ページでございます。初めに、議案書の12ページをお開きいただきたいと思います。前方のスクリーンを御覧ください。本議案の敷地の位置は、越谷都市計画区域内の吉川市にございます。吉川市は、埼玉県南東部に位置してございます。敷地の位置は、吉川市大字中井字小松川56番1の一部、56番2、55番2、以上3筆でございまして、敷地面積は1,718.89㎡でございます。この敷地の既存の印刷工場を用途変更し、新たに廃油の油水分離処理を行う産業廃棄物処理施設を設置するものでございます。廃油につきましては、主に関東一円のガソリンスタンド又は自動車修理工場から回収するエンジンオイル等の潤滑油となっております。

産業廃棄物処理施設の敷地の位置について御説明させていただきたいと思ひます。13ページの図面

をお開きください。前方のスクリーンを御覧いただきたいと思います。敷地の位置は、図面右の赤く塗りつぶした位置でございます。敷地の位置は、JR武蔵野線の吉川駅から北東に約2.2km、吉川市役所から南東に約2.2kmの地点の工業専用地域内に位置しております。

スクリーンの拡大図を御覧ください。車両出入り口につきましては、敷地の南側でございます幅員8.01mの市道2-572号線を利用し、南北にある県道へ至る計画でございます。車両台数は、平均で4トン車等が1日18台、16トン車等が7台でございます。発生する交通量は軽微でありまして、既存の交通施設に大きな負荷を与えないものでございます。

次に、15ページの図面をお開きください。前方のスクリーンを御覧いただきたいと思います。施設配置図は、画面の右側を北としております。画面の左側に車両の出入り口となります幅員8.01mの市道2-572号線、図面下側に一級河川の大場川が位置しております。赤い線で囲まれている部分が、今回の許可の対象となる敷地の位置を示しております。青色で塗られている部分が3棟の建築物でございます。建築物のうち1棟が既存の印刷工場の用途変更でございまして、他の2棟が新たに増築する建築物でございます。黄色で塗られている部分が施設内の2基の油水分離施設、緑色で塗られている部分が緑地でございます。

当該計画施設の立地について、吉川市へ意見照会したところ、都市計画上、支障ない旨の回答を得ております。埼玉県といたしましても、工業専用地域内でございますこの敷地の位置について、都市計画上、支障がないものと考えております。

以上で説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（大村） ありがとうございます。ただいまの幹事の御説明に関しまして、御意見、御質問がございましたら、お受けしたいと思います。いかがでございますか。

はい、どうぞ。

○鈴木委員 この施設が新たに増築されるに当たりまして、近隣の方々の住民との御理解、どのようになっているのかという部分と、それから、この油が下水管などの今いろいろ出ておりますが、こういったものが他のところに流出したりする可能性についての対策等、その辺はどうなっているのかについてお尋ねいたします。

○議長（大村） お願いいたします。

○幹事（建築安全課長） 1つ目の周辺住民との関係でございますけれども、地元の吉川工専工業会、それから周辺の住民に計画の周知を図りました。21年11月1日に、御説明しましたところ、特に意見はございませんでした。吉川工専工業会から、南側の通学路について、通学時間帯については、荷物の搬出入をしないようにという御意見いただいております、そのとおりに操業するというところでございます。

それから、油につきまして、基本的にその油の受け入れる場所等は、すべて敷地はコンクリートで舗装してございまして、油が漏れても、外に出ないように、段差をつけて油を溜める等の措置をして

ございます。それから、雨水等で一緒に流れてくる場合につきましては、油水分離槽をつけまして、雨水だけ側溝に流すということで、吉川市と調整済です。

以上でございます。

○議長（大村） よろしゅうございますか。ほかにはいかがでございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（大村） ほかに御意見がないようでしたら、それでは議第4923号の議案について採決に入らせていただきます。

本案について、都市計画上、支障がないと認めることに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（大村） それじゃ、御異議ないものと認めまして、本案は都市計画上、支障がないと認めることといたします。ありがとうございました。

それでは、引き続いて、同じような案件でございますが、議第4924号「草加都市計画区域における産業廃棄物処理施設の敷地の位置について」を議題に供します。

幹事は、議案の説明をよろしくお願いいたします。

○幹事（建築安全課長） 議第4924号「草加都市計画区域における産業廃棄物処理施設の敷地の位置について」、御説明をさせていただきます。着席して御説明させていただきます。

議案書は18ページでございます。図面は19ページから21ページでございます。初めに、議案書の18ページをお開きいただきたいと思います。前方のスクリーンを御覧いただきたいと思います。本議案の敷地の位置は、草加都市計画区域内の三郷市でございます。三郷市は、埼玉県南東部に位置してございます。敷地の位置は三郷市花和田字下河原通69番3及び100番3、以上2筆でございまして、敷地面積は2,830.78㎡でございます。こちらにも既存工場がありまして、既存工場の敷地の一部を分割し、新たに廃プラスチック類の破碎の処理を行う産業廃棄物処理施設を設置するものでございます。破碎の対象につきましては、主にオフィスビルやホテル等から廃材として発生するタイルカーペットでございます。

産業廃棄物処理施設の敷地の位置について御説明させていただきたいと思います。19ページの図面をお開きください。前方のスクリーンを御覧いただきたいと思います。敷地の位置は、図面中央下の赤く塗りつぶした位置でございます。敷地の位置は、つくばエクスプレス三郷中央駅から西に約1.5km、東京外郭環状線、三郷ジャンクションから南に約1.3kmの地点の準工業地域内に位置しております。車両の出入り口につきましては、敷地の南側にございます幅員8.15mの県道葛飾吉川松伏線を利用する計画でございます。車両台数は、平均で4トン車が1日で8台、10トン車が2台でございます。発生する交通量は軽微でありまして、既存の交通施設に大きな負荷を与えないものでございます。スクリーンの拡大図を御覧ください。青色で塗られている既存の工場の敷地の一部を分割し、赤色で塗られている敷地を新たに産業廃棄物処理施設とするものでございます。

次に、21ページの図面をお開きください。前方のスクリーンを御覧いただきたいと思います。画面の下側に車両の出入り口となります幅員8.15mの県道葛飾吉川松伏線がございます。その下側に一級河川の中川が位置しております。赤い線で囲まれている部分が今回の許可の対象となる敷地の位置を示してございます。青色で塗られている部分が2棟の建築物でございます。建築物のうち1棟が既存工場の用途変更、他の1棟が新たに増築する建築物でございます。黄色で塗られている部分が破碎施設、緑色で塗られている部分が緑地でございます。

当該計画施設の立地について、三郷市へ意見照会したところ、都市計画上、支障ない旨の回答を得ております。埼玉県といたしましても、準工業地域内でございます、この敷地の位置について、都市計画上、支障がないものと考えております。

以上で御説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（大村） ありがとうございます。ただいまの御説明につきまして、御意見や御質問がございましたら、お受けしたいと思います。

いかがでございますでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（大村） よろしゅうございますか。それでは、議第4924号の議案について採決させていただきます。

本案について、都市計画上、支障がないと認めることに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（大村） 御異議ないものと認めまして、本案は都市計画上、支障がないと認めることといたします。ありがとうございます。

続きまして、議第4925号「秩父都市計画区域における産業廃棄物処理施設の敷地の位置について」を議題に供します。

幹事は、議案の説明をよろしくお願ひいたします。

○幹事（建築安全課長） 議第4925号「秩父都市計画区域における産業廃棄物処理施設の敷地の位置について」、御説明をさせていただきたいと思います。着席して御説明させていただきます。

議案書は24ページ、図面は25ページから27ページでございます。初めに、議案書の24ページをお開きください。前方のスクリーンを御覧いただきたいと思います。本議案の敷地の位置でございますが、秩父都市計画区域内の秩父市でございます。秩父市は、埼玉県北西部に位置してございます。敷地の位置ですが、秩父市大野原字下原550番1、字下中原1680番1、字上中原1800番1、字蓼沼2910番1、以上4筆でございます。敷地面積は27万7,773.06㎡でございます。この敷地におきまして、廃プラスチック類、木くず及びがれき類の破碎処理をするものでございます。本施設は、既存のセメント製造工場が用途変更され、産業廃棄物処理施設兼セメント製造工場となるものでございます。

あらかじめこの用途変更について御説明させていただきます。引き続き、前方のスクリーンを御覧

いただきたいと思います。現在、本施設では、製造工程の一部にリサイクル事業を含む普通セメントの製造及び特殊セメントの製造を行っております。このうち計画では普通セメントの製造を中止し、製造工程の一部でありましたリサイクル事業を引き続き実施していくものでございます。普通セメント製造にかかわる事業について御説明させていただきます。現在、産業廃棄物である木くず、廃プラスチック類、がれき類を破碎し、それらを燃料又は原料といたしまして、普通セメントを製造しております。この普通セメントの製造を中止いたします。計画では、破碎事業を継続し、破碎処理した産業廃棄物を燃料、原料といたしまして、県内の自社他工場へ搬出いたします。このため、産業廃棄物処理施設に該当することになります。

それでは、産業廃棄物処理施設の計画について説明させていただきたいと思います。25ページの図面をお開きください。同様のものが前方のスクリーンにございます。スクリーンも御覧いただきたいと思います。敷地の位置は、図面上にございます赤の斜線を引いた位置でございます。敷地の位置は、秩父線の大野原駅から北に約700m、秩父市役所から北に約4kmの地点の工業専用地域内に位置しております。スクリーンの拡大図を御覧いただきたいと思います。車両出入り口につきましては、敷地の南側にございます幅員10.47mの市道幹線3号線を利用し、国道140号へ至る計画でございます。車両台数は、最大で1日、約340台でございますが、現在と比較いたしますと、1日、約250台が減少いたします。交通施設への負荷が軽減する計画となっております。

次に、27ページの図面をお開きください。前方のスクリーンも御覧いただければと思います。施設配置図は、図面の右側を北といたしております。図面の左側に、車両出入り口となります市道幹線3号線がございます。赤い線で囲まれている部分が、今回の許可の対象となる敷地の位置を示しております。青色で塗られている部分が81棟の建築物でございます。黄色で塗られている部分が、施設内の7基の破碎施設、緑色で塗られている部分が緑地でございます。また、ピンク色で塗られている部分が、敷地内にあるサイロ等の工作物でございます。

当該計画施設の立地について、秩父市へ意見照会したところ、都市計画上、支障ない旨の回答を得ております。埼玉県といたしましても、工業専用地域内にございますこの敷地の位置について、都市計画上、支障がないものと考えております。

以上、説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（大村） ありがとうございます。ただいまの議第4925号、秩父市の議案について、何か御意見、御質問がございましたら、御発言をいただきたいと思います。いかがでございますでしょうか。どうぞ。

○小沢委員 事業者の敷地というのは、この27万7,000㎡だけなんですか。もっと広いところかということが1つと、それからこれはもう秩父市から出てきたものだと思うんですが、セメント工場がなくなって寂しいという話がありまして、これをする事によって、秩父市の活性化というものが図れていくのかどうか。その辺をお聞きしたいと思います。

○議長（大村） どうぞ、お願いいたします。

○幹事（建築安全課長） この工場はこれで全部です。一部厚生施設等があるところについては外してございます。この工場に勤めている方の厚生施設がある上のほうに出っ張っている部分が、スクリーンのほうで見ていただきますと出っ張っている部分、そのところは、この工場の敷地になりますが、社員の厚生施設がありますので、そこは外してございます。基本的にはすべての敷地の位置を指定をさせていただきたいというふうに思います。

それから、セメント工場を閉鎖をするということになりますと、やっぱり秩父市としては大変なことになるかと思えます。このほかに、第1工場があったんですが、そちらの土地利用を含め、今後検討していくということになっているようでございます。今回の位置のこの工場につきましては、まだ特殊セメントのほうの工場は動きますので、この建物はそのまま存続し、特殊セメントの製造のほうをそのまま行っていくと。特殊セメントのほうについては、廃棄物は利用しない施設でございますので、破碎施設でできた原料、燃料につきましては、他工場へ持っていくという形でございます。

以上でございます。

○議長（大村） よろしゅうございますか。

ほかにはいかがでございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（大村） もし御意見がないようでしたら、じゃ採決に入らせていただきたいと思います。

それでは、議第4925号の議案について採決をさせていただきます。

本案について、都市計画上、支障がないと認めることに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（大村） 御異議ないものと認めまして、本案は都市計画上、支障がないと認めることといたします。

以上で本日の都市計画審議会の議事は全部終了いたしましたので、司会の方にお返しいたします。

○事務局 本日は委員の皆様方には熱心な御審議をいただきまして、まことにありがとうございました。

それでは、これもちまして本日の審議会を閉会といたします。

長時間にわたり、お疲れさまでございました。

午後2時12分 閉 会